

学用品費等支援臨時給付金のご案内

- ◆ 新宿区教育委員会では、物価高騰等緊急対策として、学齢期のお子さまに対し、学用品費等支援臨時給付金（**お子さま1人につき2万円**）を支給します。
- ◆ 給付金を受給するには、**手続きが必要な場合**があります。
- ◆ 詳細は、**12月26日(月)**に送付予定の案内通知をご確認ください。



支給対象・手続き方法について（フローチャート）

① 平成19年4月2日から平成28年4月1日までの間に生まれたお子さまがいる



② 対象のお子さまが令和4年12月9日（基準日）において、新宿区に住民登録されている ※



③ 対象のお子さまに対する児童手当を、新宿区から受給している

いいえ



④ **手続きが必要です**

◆ 手続き方法

- ✓ 案内通知に同封されている確認書にご記入・必要書類を添付いただき、返信用封筒に入れ、**郵送**にて提出してください。

◆ 確認書提出期限

令和5年2月28日（火）消印有効

◆ 振込予定日

- ✓ 別途送付する支給決定のご案内にて、振込予定日をお知らせします。

いいえ

支給対象外です



④ 令和5年1月31日（火）に児童手当口座に振込み予定です
手続きは必要ありません

※ ご相談ください

DV等の避難中で新宿区に住民登録のない方は、お手数ですが、下記「コールセンター」までご相談ください。

お問い合わせ

新宿区学用品費等支援臨時給付金コールセンター

☎0120-005-885（無料）

受付時間：平日 午前8:30～午後5:00まで

新宿区公式ホームページはこちら↓

